

「豊饒青年会規則」

について

小玉 洋美

大分市大字豊饒^{ぶによう}は、大道トンネルと府内大橋を結ぶ大道バイパス沿いの地区で、両者の中間に位置する。江戸時代には府内藩に属し、天保五年（一八三四）の「豊後国郷帳」には、松平対馬守知行、高式百拾四石五斗五升五合と記されている。明治に至っても豊饒村として存続したが、同二二年（一八八九）には近隣の古国府村・上野村・羽屋村・畑中村と合併して豊府村となり、同四〇年には西大分町・荏隈村とともに大分町に合併した。大分市の誕生は明治四四年四月一日である。

さて、「豊饒青年会規則」は、日露戦争後の政府の「地方青年団体の誘掖指導ならびにその設置奨励」策を受けて、大

分県が明治四一年八月一〇日付訓令第二五号をもって発布した「青年会規則標準」および「青年会附属教育補習会規則標準」に則して制定されたものである。しかし、両者を比較してみると、必ずしも県訓令二五号の敷き写しではなく、青年層の指導的立場にあった人達によって制定されている点に興味を覚える。

後掲の「青年会組織の詞」に「無論、青年・団体ガナイデハナイガ」とあるのは、従来の若者組が存在することを示している。しかし、若者組の実態と本規約の青年会の在り方には、大きな隔りがあったと推測される。それは「規則」第五条に掲げる本会の目的を裏返して読めば納得されよう。その意味から同条第五節の三項に記す「婦人ニ関スル詳細ノ事項」を定めた「別綴規約書」のないのが残念である。それにしても、政府主導型の上からの組織化が進められるなかで、県庁所在地の大分町に合併された農村青年が如何に対応したかを示す好資料ではあるまいか。会また、第拾壹条に掲げる「學術ノ研究」は青年の夜学運動を政府がとりあげて、明治三九年文部省より出された通俗教育奨励策に則している点が注目される。全国的動きとしては、「豊饒青年会規則」が制

定された翌年には、名古屋市において全国青年大会がはじめて開催されている。大分県でも青年会の実行すべき事業を定めている。県内の青年会の組織化は、県の指導を受けて、各郡の主導により明治四二・四三年より郡連合青年団が創設される時期にあつた。したがつて、豊饒青年会も、この情勢を踏まえて設立されたのは勿論である。「大分県教育雑誌」によると、明治四三年における県内の青年団体の数は四〇一、団体員は五万八八〇〇名とある（「大分県教育百年史」一巻・六七頁）。

しかし、この時期の「青年会規則」は市町村誌などにもあまり公表されていないので、全文を掲げることにした。同種の史料をお持ちの方は、大分県史編さん室か筆者宛お知らせくだされば幸甚である。

青年会組織の詞

世ノ發展ハ誠ニ限リガナイ。ソシテ又人智ノ進歩ヲスルノモ定リガナイ。コンナ世界ニ生レテ、コンナ智識デ、事ヲシヨウトスレバ、如何ンナコトデモ出来ヌコトハナイノデアアル。而シ、大事業ナリ、目覚シイ成功ハ、一朝一夕デハデキヌモ

ノデアアル。ソレト共ニ、又一人一己人ノ力デハ、中々六ケシイノデ、必ズヤ、共同トカ一致トカが必要デアアル。所ガ、顧ミテ我が村ハ如何デアラフ。青年諸氏ノ脳漿ハ如何ンナデアラフ。村民ハ一般ニ、個人主義デハナカラフカ。而シ、只青年諸氏ハ実ニ朴訥デ、醇厚デアルカモ知レヌガ、或ハ一致的精神ガ淡スイ。無論、青年ノ団体がナイデハナイガ、果シテ嚴肅ナル歩調ノ本ニ、統一セル事蹟ガ行ハレツツアルデアラフカ。我等ハ末ダ其確カナル形績ヲ見ラヌノデアアル。

今ヤ、我が村モ、大分町ノ一隅ヲ汚ス様ニナツテハ居ルガ、果シテ町民トシテノ価値ガ、今日ノママデ、目下ハ愚カ、後日デモ、恥カシカラヌ程、高マルデアロウカ。是レ甚ダ、我等ノ意ヲ煩ハス所デアアル。此ニ於テカ、我等ハ進ンデ、年長者ニ訴ヘ、顧ミテ後輩者ヲ誘導シ、新タニ青年者ノ年限ヲ増シ、加入者ヲ多クシテ、字豊饒青年会ヲ組織シ、以テ根本的ニ、青年ノ風俗ヲ改良シ、精神ノ陶冶ヲ計リ、村ノ進歩ヲ高メントシタワケデアアル。

明治四十二年一月起

発起者 生野 儀三郎

安部 辰 生

字豊饒青年会規則

一〇〇

第壹条 字豊饒村内在住ノ若者を以テ青年会ヲ組織ス

第貳条 本会員ハ年齢滿十五才以上三十才マデトス

第一節 十五才ノ春入会シテ会員トナル

第二節 三十一才ノ春退会シ義務ヲ終ル

第參条 本会ハ基本金トシテ金員ヲ保有スベシ

第一節 基本金ノ徴収ハ村内ノ寄附ヲ以テス

第二節 定額ニ達セザル内ハ尚他ノ方法ニヨリテ徵集ス

ルコトアルベシ

第三節 基本金ハ會計係之レヲ保管ス

第四節 基本金ハ保管上ノ都合ニヨリ貸預シ置クベシ

第五節 会務上ノ諸雜費ハ基本金ノ内ヨリ支弁スルモノ

トス

第四条 本会ハ毎年二回大会ヲ催スベシ而シテ其都度教育

勅語及風俗詔勅ヲ朗誦ス

但シ必要ノ場合アル時ハ監事会ヲ開ク

第五条 本会ハ風俗ノ矯正ヲ計リ併セテ勤儉貯蓄ヲナスヲ

以テ目的トス

第一節 華美ヲ避ケ言語ヲ慎メ

第二節 猥リニ酒樓ニ登リ飲食店ニ入ルベカラズ

第三節 夜更ケテ家門ニ立チ又安眠ヲ妨害スベカラズ

第四節 窃盜、詐欺、野荒シ等ヲナスベカラズ

第五節 色ヲ濫リニスベカラズ

一、村ノ内外ヲ論ゼズ婦人ヲ勝手ニスベカラズ

二、婦人ト關係ヲ生ゼントスルトキハ必ず立会人ニ

名ヲ要ス

三、婦人ニ関スル詳細ノ事項ハ別綴規約書ニヨル

第六節 閑暇アレバ正業ノ外ニ私事ノ勤勞ヲセヨ

一、繩・鞋ヲ製シ又ハ村内ノ請負業ヲナス

二、正業外ニ日雇稼ヲナス

第六條 本会員ハ貯金トシテ毎月金參錢以上ヲ納ム

第一節 必ず冗費ヲ省キ所得金ハ之レヲ二分シ一部ヲ以

テ貯蓄トナス

第二節 貯金ハ毎月二十九五日幹事ノ指揮ニヨリテ会員

輪番に徵集シ之レヲ會計ニ渡ス

第三節 貯金トシテ物品ヲ代用スルモ妨ゲナシ

第七條 本会員ハ村内ノ便益ヲ計リ村民ト互ニ提携ヲナス

ベシ

第八條 本會ハ会務ノ取扱ヒ上次ノ役員ヲ設ク

會長一名、副會長一名、幹事二名、會計二名

(欄外に「會長ト副會長ハ會員外ヨリ撰ブ」と注記あり)

第一節 會長ハ會員全体ヲ統禦シ會員中ノ諸事出来事ニ

付テ解決ヲナス

第二節 副會長ハ會長ト提携シテ會員会務ノ補助ヲナス

第三節 幹事ハ会務ヲ処弁シ常ニ會員ノ行為ヲ看守シ會長又ハ副會長ニ報告ス

第四節 會計係ハ会務上金錢ニ関スルコトヲ処理スルモノトス。若シ不都合アルトキハ會員ノ意見ニヨ

リ謝罪セシム

第五節 會計係ハ大会ノ時金錢出納ヲ報告ス

第六節 會員ハ自重ノ念ヲ以テ過失ナカラシムコトヲ期セ

ヨ

第九條 會員ハ責任ヲ以テ役員ノ撰出ヲナス

第一節 撰出ハ毎年行フモノトス

第二節 役員ノ年限ハ會長ノ外一ケ年トス

第三節 會長ノ義務ハ三ケ年トス

第拾條 本會ニ入出會員アル時ハ迎送会ヲ催シ名簿ノ加除

ヲナス

第一節 名簿ハ左ノ參通トス

一、貯金名簿 二、會員名簿 三、基本金細則

第二節 貯金名簿ハ會計係ノ手本ニ於テ處理ス

第三節 會員名簿ハ副會長ノ手本ニ於テ會員ノ加除又ハ

各自ノ行為上ノコトヲ記入ス

第四節 會員ノ退會ニ際シ除名ト共ニ貯金ヲモ返ス

第拾壹條 本會員ハ經費ノ許ス限りニ於テ學術ノ研究ヲナ

ス

第一節 研究スベキ課目ハ次ノモノトス読書・作文・習

字・算術・自然現象

第二節 研究ハ多ク夜学トシ春夏ニ於テ家業ノ閑暇ノ時

又ハ平時村内休業ノ日トス

第三節 研究時間は二時間位トス

第四節 會員中特別ノ事項アルモノノ外必ず出席スベシ

第五節 夜学時間中ハ他ノ仕事ヲナスモ妨ゲナシ

第拾貳條 本會ハ會員中ニ吉凶事者アルトキ決議ノ上其者

ハ微志ヲ呈スルコトアルベシ

第一節 贈呈物ハ金員又ハ物品トス

第二節 品種ハ決議ノ上定メ会計之レヲ可ル

第三節 凡テ決議ハ會員ノ半数以上ヲ得テ決議ト決ヲナ

スモノトス

第拾參条 本會員ニシテ興行事又ハ意見ノアル時は役員ト

談合シ後チ會員ノ決議ヲ經テ可否ヲ定ム

但シ興行事ノ細事ハ別書ニヨルモノトス

第拾四条 本會員ハ開会ノ都度必ず出席スルモノトス

第一節 特別ノ事状アリテ出席シ難キ時ハ其旨ヲ幹事ニ

届ケ出ズベシ

第二節 若シ届出ノ事状會員首肯ヲ得難キトキハ罰金ト

シテ式拾錢徴集ス

第三節 罰金ハ凡テ何種ニヨラズ之レヲ基本金中ニ編入

ス

第拾五条 本會員ハ常ニ会ノ名譽ト各自ノ品性トヲ尊重ス

故ニ若シ不良ノ行為アラバ決議ノ上必ず制裁ヲ加

フベシ

第一節 村内及会ノ体面ニ関スル言行アル時ハ一回ニシ

テ誠説ヲ加フ

第二節 誠説ヲ受クルコト二回以上ナルトキハ其都度モ

円以上五円以下ノ罰金ヲ出サシム

茲ニ青年会組織ノ上右会則ヲ制定ス。サレバ會員タルモノ

ハ、深ク此旨ヲ銘シ違法ナキ様堅ク約ス

明治四十二年一月二十七日

字 豊饒青年会

(付記) 上記の史料は、発起者の安部辰生氏の孫に当る安部征二氏

(大分市豊饒五組) から寄せられたものである。記して謝

意を表したい。

大分鶴崎高等学校